

# 第 16 回京都府営水道事業経営審議会 次 第

日 時：令和 7 年 8 月 8 日（金）午後 3 時～

場 所：京都ガーデンパレス 2 階 「葵」

## 1 開 会

## 2 議 題

（1）会長及び副会長の選出について

（2）事業評価専門部会からの報告について

## 3 報告事項

京都府営水道事業における令和 6 年度決算について

## 4 閉 会

# 第16回京都府営水道事業経営審議会 配席図

令和7年8月8日(金)15:00～  
京都ガーデンパレス「葵」

副会長 ○      会 長 ○

西垣委員 ○  
能勢委員 ○  
秦委員 ○  
原委員 ○  
平山委員 ○  
藤山委員 ○  
松村委員 ○  
水谷委員 ○

○ 池田委員  
○ 伊藤委員  
○ 越後委員  
○ 上村委員  
○ 佐藤(陽)委員  
○ 炭本委員  
○ 田中委員  
○ 田野委員  
○ 中小路委員



Web参加  
佐藤(裕)委員  
山田委員

事務局 (京都府)

橋田 碓 鈴木 曾和 西崎 荒木  
府営水道 水道政策 副知事 公営企業 公営企業 公営企業  
事務所長 課長 管理監 経営課長 経営課参事

事務局 (京都府)

市 町

市 町

会場入口

傍聴席

記者席

## 京都府営水道事業経営審議会 委員名簿

(任期：令和7年7月1日～令和9年6月30日 [2年])

(五十音順・敬称略)

氏 名	役 職
池 田 輝 彦	京 都 府 議 会 議 員
伊 藤 禎 彦	京都大学大学院工学研究科教授
越 後 信 哉	京都大学大学院地球環境学学術教授
上 村 崇	京 田 辺 市 長
楠 岡 誠 広	京 都 府 議 会 議 員
佐 藤 裕 弥	早稲田大学大学院准教授・ 早稲田大学総合研究機構水循環システム研究所主任研究員
佐 藤 陽 子	公 認 会 計 士
炭 本 範 子	京都府女性の船「ステップあけぼの」相楽支部 支部長
田 中 美 貴 子	京 都 府 議 会 議 員
田 野 照 子	八 幡 市 女 性 会 会 長
中 小 路 健 吾	長 岡 京 市 長
西 垣 泰 幸	龍 谷 大 学 名 誉 教 授
能 勢 昌 博	京 都 府 議 会 議 員
秦 陽 子	長岡京市女性の会顧問
原 敏 之	日本労働組合総連合会京都府連合会会長
平 山 修 久	名古屋大学減災連携研究センター准教授
藤 山 裕 紀 子	京 都 府 議 会 議 員
松 村 淳 子	宇 治 市 長
水 谷 修	京 都 府 議 会 議 員
山 田 悦	京都工芸繊維大学名誉教授

## 事業評価専門部会 委員名簿

氏 名	役 職
(経営審委員)	
(部会長) 伊 藤 禎 彦	京都大学大学院工学研究科教授
西 垣 泰 幸	龍 谷 大 学 名 誉 教 授
(専門委員)	
笠 原 伸 介	大阪工業大学工学部環境工学科教授

# 事業評価専門部会 報告

## (広域化施設整備事業に係る再評価)

令和7(2025)年8月  
京都府営水道事業経営審議会  
事業評価専門部会

# 京都府営水道事業経営審議会

## 第1回事業評価専門部会(概要)

日 時：令和7年6月20日

委 員：伊藤部会長、笠原委員、西垣委員

### <内 容>

- 部会長の選出

出席委員の互選により伊藤委員を選出

- 広域化施設整備事業に係る再評価

広域化施設整備事業として、広域的に浄水場の整備（乙訓浄水場の新設、木津浄水場の拡張）、浄水場間の接続及び9市町の第2分水施設の整備などの施設整備を行っており、残る城陽市第2分水施設の整備を実施

# 第1回事業評価専門部会

## 広域化施設整備事業（再評価）

審議結果：事業を継続することが妥当である

### <主な意見>

- 本事業の進捗状況としては、全体の約99%が実施済みであり、残事業である城陽市第2分水施設整備については、費用便益比が2.1あり事業の効率性が確保できていると考えられる。
- 城陽市第2分水施設整備は、城陽市からの要望に基づいた計画となっていることから妥当性があると考えられ、複数水源・給水点により給水の安定性が向上するといった費用対効果以外の有効性もあると考えられる。
- 宇治浄水場のダウンサイジングは、耐震補強の効果というよりも、今後の水需要を踏まえて実施したものであり表現を工夫されたい。
- 城陽市第2分水施設の整備により府営水道が木津川右岸地域へ給水を行うこととなり、今後の事業展開を追求する上での重要な足掛かりにもなり得ると考えられる。



# 京都府水道用水供給事業 広域化施設整備事業 ( 再 評 価 )

令和7年6月  
京都府

# 事業目的

## 京都府水道用水供給事業 (S61~)

- 府南部地域市町からの要請を受け策定した「京都府南部地域広域的水道整備計画」に基づき、「**山城水道**」と「**第2山城水道**」を統合し、新たに乙訓系3市町を給水区域に追加
- 地域水道の安定供給に貢献するため、「**広域化施設整備事業**」として広域的に施設整備・水源確保を行う

## 【京都府水道用水供給事業までの状況】



### 山城水道用水供給事業 (山城水道)

事業認可：昭和36年12月28日

浄水場名：宇治浄水場

給水対象：城陽市、宇治市、  
久御山町、八幡市

### 第2山城水道用水供給事業 (第2山城水道)

事業認可：昭和46年3月31日

浄水場名：木津浄水場

給水対象：木津川市、京田辺市、精華町

統合

## 京都府水道用水供給事業

事業認可：昭和62年3月31日

浄水場名：宇治浄水場、木津浄水場、乙訓浄水場

給水対象：府南部地域の10市町(受水市町)

〔宇治市、城陽市、向日市、長岡京市、八幡市  
京田辺市、木津川市、大山崎町、久御山町、精華町〕

事業内容：広域化施設整備事業(施設整備・水源確保)

# 事業内容

## 広域化施設整備事業（S62～）

- 受水市町から要望された水量（236,800m<sup>3</sup>/日）をもとに施設整備（浄水場の整備・浄水場間の接続・第2分水施設の整備）と水源確保を行う

⇒ 事業費は水道料金として府民負担に反映されるため、水需要の動向を考慮しながら**段階的に施設整備を実施**

受水市町 (10市町)	宇治市、城陽市、八幡市、久御山町、京田辺市、 木津川市（旧木津町域）、精華町、向日市、長岡京市、大山崎町	
事業年次	昭和62年度～	
施設能力	236,800m <sup>3</sup> /日 宇治：96,000m <sup>3</sup> /日 木津：72,000m <sup>3</sup> /日 乙訓：66,800m <sup>3</sup> /日	166,000m <sup>3</sup> /日 宇治：72,000m <sup>3</sup> /日 木津：48,000m <sup>3</sup> /日 乙訓：46,000m <sup>3</sup> /日
事業内容	水源確保	・ダム建設事業への利水参加による安定水利権確保【利水負担】 （天ヶ瀬ダム再開発、日吉ダム、比奈知ダム）
	施設整備	・浄水場の整備（乙訓浄水場の新設 <sup>*</sup> 、木津浄水場の拡張） ・浄水場間の接続（連絡管の整備、久御山広域ポンプ場の整備） ・第2分水施設の整備
総事業費	1,122.2億円（＝施設整備610.2+水源開発512.0） 事業の進捗率：99%（令和6年度末）	

事業計画  
見直し

### 【事業計画の見直し】

#### ＜宇治浄水場＞

今後の水需要を踏まえ、利水撤退(大戸川・丹生ダム)及び浄水場のダウンサイジングを実施

宇治：96,000 m<sup>3</sup>/日 ⇒ 72,000 m<sup>3</sup>/日

#### ＜木津・乙訓浄水場＞

水需要の鈍化等により、当面、施設の拡張を要する状況でないことから、計画を見直し

木津：72,000 m<sup>3</sup>/日 ⇒ 48,000 m<sup>3</sup>/日

乙訓：68,800 m<sup>3</sup>/日 ⇒ 46,000 m<sup>3</sup>/日

# 事業の進ちよく状況①

## 水源確保 完

- 日吉ダム(H9)・比奈知ダム(H10)・天ヶ瀬ダム再開発(R4)が完成し、府営水道全ての水利権が安定化

## 浄水場の整備 完

- 乙訓浄水場の新設

46,000m<sup>3</sup>/日 (H12完成)

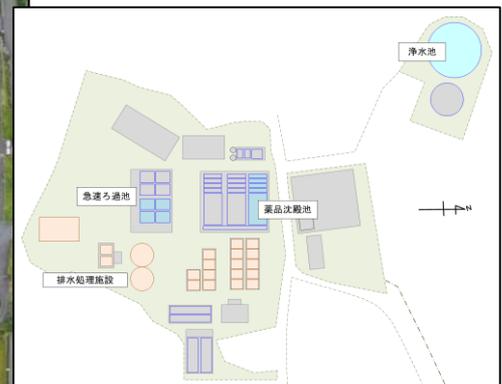
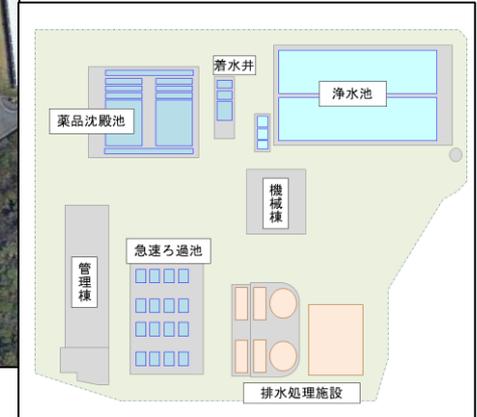
乙訓地域において、地下水の低下や地盤沈下等が深刻化してきたことから、乙訓浄水場を新設

- 木津浄水場の拡張

24,000m<sup>3</sup>/日

⇒ 48,000m<sup>3</sup>/日 (H16完成)

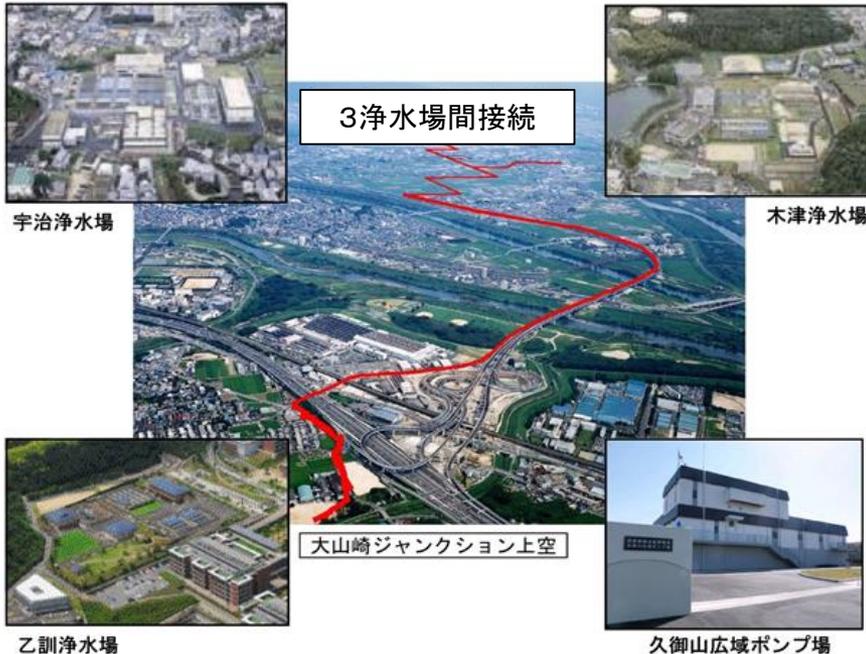
関西文化学術研究都市の建設などによる水需要の増大が予測されたことから、木津浄水場を第1次拡張整備



# 事業の進ちよく状況②

## 浄水場間の接続 (完)

- 災害等非常時において3浄水場間で水融通を行うなどバックアップ強化を図る観点から、宇治・木津・乙訓の3浄水場間を接続する連絡管を整備
- 3浄水場の中心に久御山広域ポンプ場を整備し、給水区域全域に対して相互にバックアップ



# 事業の進ちよく状況③

## 第2分水施設の整備

- 全ての受水市町からの要望を受け、需要量の増加や供給の安定性等に対応するため、「第2分水施設※」を整備

※ 受水市町に水道水を送水するための受け渡し施設であり、水量を調節する弁や水質計器などを設置

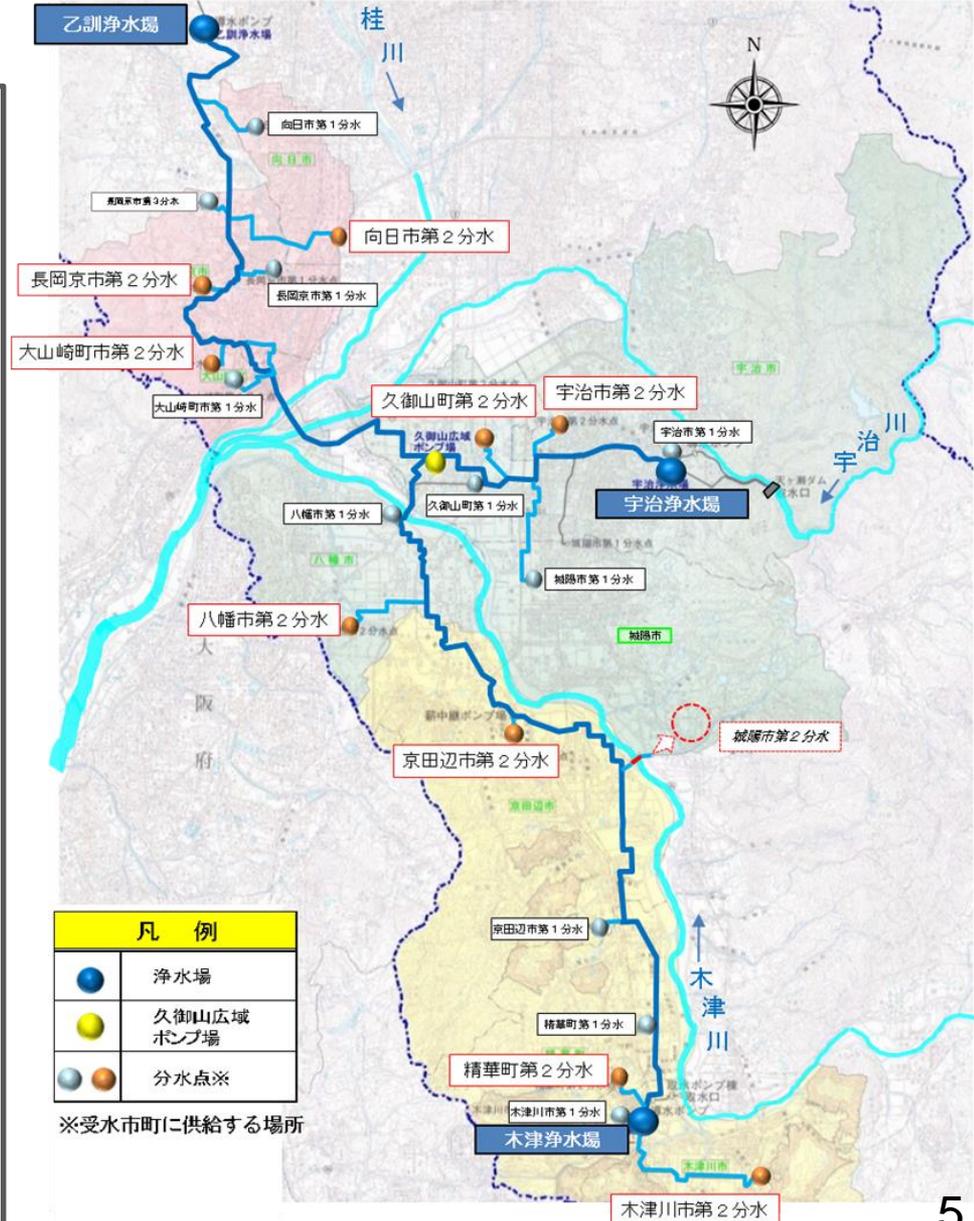
### ＜受水市町との確認事項＞

- ✓ 既設を含めて2箇所以内とする
- ✓ 「広域化施設整備事業」として府が実施する
- ✓ 受水時期は協議し決定する 等

- 9市町の整備が完成



**残事業：城陽市第2分水施設**



# 事業を巡る社会情勢

## 東部丘陵地開発に伴う水需要

- 城陽市では、「東部丘陵地整備計画」を策定し、当該地域のまちづくりの整備を段階的に推進
- 新たな水需要が見込まれ、土地利用に必要な上水道施設等のインフラ整備が必要不可欠



## 城陽市からの要望

- 東部丘陵地中間エリアの市街化に伴う上水道施設の整備に関し、府営水道第2分水施設から水道用水の供給が必要であるとの要望を毎年度受けている (R2~)



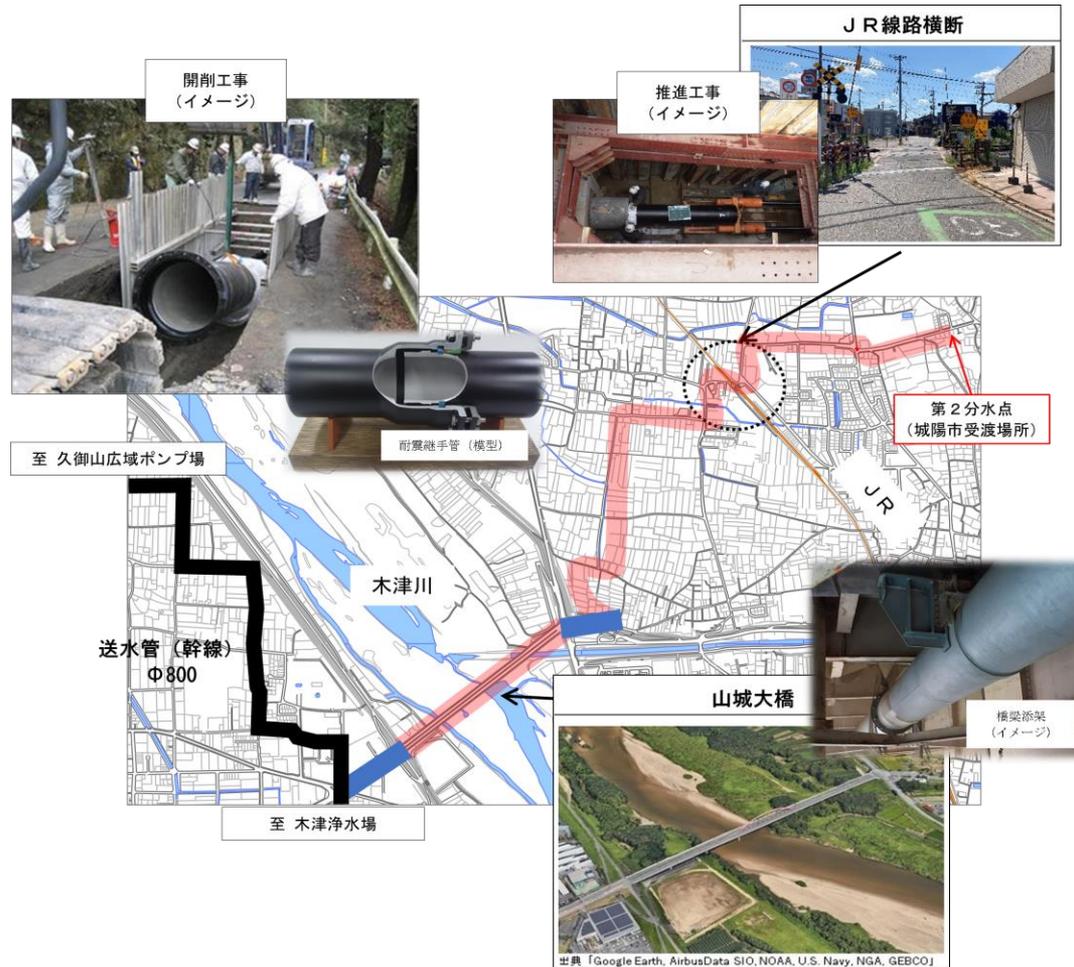
本事業の必要性が高まっている

# 事業の進ちよく見込み

## 城陽市第2分水施設（残事業）

- 木津川横断を伴うため、山城大橋架替工事に併せて分水管路の一部を整備済み
- 木津川横断後の分水管路は、城陽市と分水点等の協議を行い、布設ルートを検討し、城陽市第2分水施設整備計画を策定済み
- 整備計画に基づき、東部丘陵地開発や市の水道施設整備等の進捗状況に合わせて着実に整備を進める

※ 第2分水施設から東部丘陵地までは城陽市が整備



**本事業は着実に**

**進ちよくする見通しである**

### <工事概要>

- ・分水管路 (約12億円)  
口径：φ300  
延長：約3km  
工法：橋梁添架、開削・推進
- ・分水施設 (約1億円)  
流量計・水質計器 (残塩計等)  
遠方監視制御装置・バルブ等

# 事業の投資効果①

## 費用便益比

- 「水道事業の費用対効果分析マニュアル(H23 厚生労働省)」に基づき算定
- 「事業全体」と「残事業」の費用便益比 (B/C) を評価  
※ 評価判断基準 : B/Cが1.0以上であること

項目	事業全体	残事業
総便益	229,017億円	29億円
総費用	9,404億円	14億円
費用便益比B/C	24.4	2.1

総便益(B) : 各年度の便益 (水道用水の安定供給による減・断水被害の軽減 等) を算定し、デフレーター等を用いて現在価値化した金額の総額

総費用(C) : 各年度の事業計画等に基づく費用を算定し、デフレーター等を用いて現在価値化した金額の総額



**本事業の効率性は変わらず確保できている**

# 事業の投資効果②

## 費用対効果以外の事業の有効性

- 3浄水場の全ての水利権が安定化し、浄水場間の接続により給水区域全域に対し相互にバックアップが可能となり、給水の安定性が向上
- 城陽市第2分水施設を整備することで、城陽市域の需要に対して複数の水源（自己水・府営水）・複数の給水点が確保され、給水の安定性が向上
- 城陽市への供給水量の増加により、府営水道全体の供給効率が上がることで使用料金が低下
- 木津川右岸地域へ給水を行うこととなり、今後の事業展開の可能性が広がる

### 【城陽市第2分水施設の整備による料金への影響（試算）】

(試算)	料金単価	年間負担額※	備考
建設負担料金	+ 0.5 円/m <sup>3</sup>	+ 約0.3億円	減価償却費の増による負担増
使用料金	- 0.9 円/m <sup>3</sup>	- 約0.3億円	供給水量の増による負担減

※城陽市を除く9市町

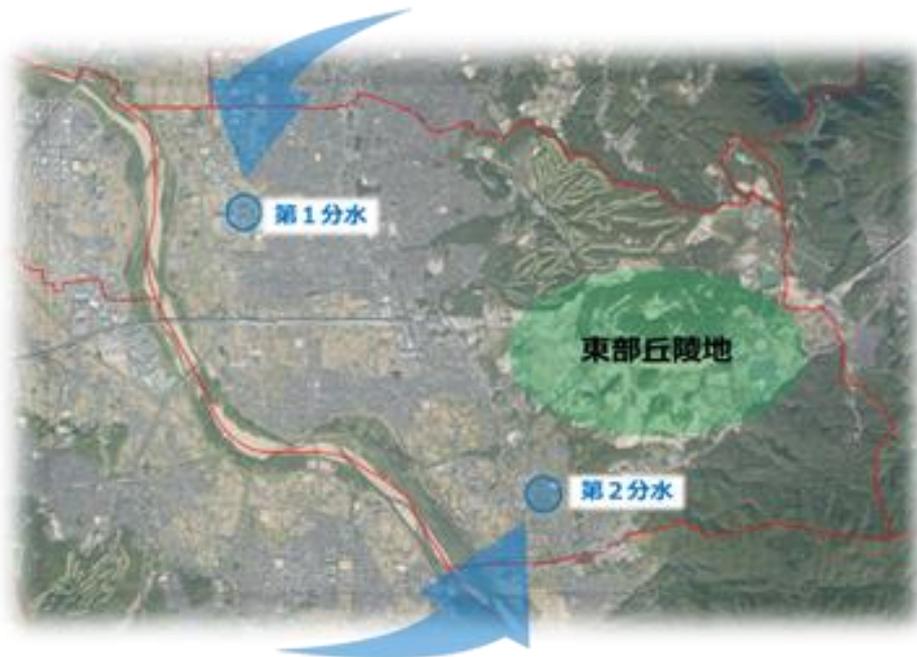
#### <試算条件>

##### 【建設負担料金】

- ▶ 法定耐用年数（分水管路40年、分水施設10年等）により減価償却費を算出（想定事業費 約13億円（税抜））

##### 【使用料金】

- ▶ 東部丘陵地中間エリアへの給水に伴う第2分水からの一日平均給水量は、開発完了後の水量（城陽市アンケート調査結果）により算出
  - ▶ 現行料金算定における変動費をもとに算出
  - ▶ 府営水道の実績単価をもとに第2分水への給水に伴う変動費（動力費・薬品費）を見込み算出
- ※なお、これらはいくまで試算であり、開発状況など情勢により変動



# 総合評価

## ■ 事業を巡る社会情勢

- 第2分水施設は、需要量の増加や供給の安定性等に対応するため、全ての受水市町から要望を受け整備を実施
- 残事業（城陽市第2分水施設の整備）は、東部丘陵地の開発に伴い新たな水需要が見込まれ、上水道施設等のインフラ整備が必要不可欠であり、城陽市から整備の要望を受けている

・・・本事業の必要性が高まっている

## ■ 事業進ちよく見込み

- 広域化施設整備事業は、地域水道の安定供給に貢献するため、施設整備・水源確保を計画的に進め、全ての水利権の安定化、浄水場の整備、浄水場間の接続が完成（進ちよく率99%）
- 第2分水施設は、計画的に整備を進め、9市町が完成
- 残事業は、東部丘陵地開発や市の水道施設整備等の進ちよく状況に合わせて着実に進める

・・・本事業は着実に進ちよくする見通しである

## ■ 事業の効果

- 費用便益比(24.4)が1.0を超えている ※残事業の費用便益比(2.1)も同様
- 残事業は、城陽市域の需要に対して複数水源・給水点が確保され、給水の安定性が向上
- 城陽市への供給水量が増加し、府営水道全体の供給効率が向上

・・・本事業の効率性は変わらず確保できている

総合評価：本計画で事業を継続する必要がある

# 令和 7 年度 公共事業評価調書

## 【再評価（平成 22 年度再評価）】

京都府水道用水供給事業

### 広域化施設整備事業



令和 7 年 6 月

京 都 府

## 目 次

<b>1 事業概要</b> .....	1
(1) 地域概要 .....	1
(2) 事業目的 .....	2
(3) 事業内容 .....	3
<b>2 事業の進ちよく状況</b> .....	5
(1) 事業の進ちよく状況 .....	5
(2) 全体事業費の変化 .....	9
<b>3 事業を巡る社会経済情勢等の変化</b> .....	11
(1) 水需要の動向 .....	11
(2) 水源の水質の変化等 .....	12
(3) 当該事業に係る水道事業者の要望等 .....	13
<b>4 事業の投資効果及びその要因の変化</b> .....	14
(1) 費用便益比（B/C） .....	14
(2) 費用対効果以外の事業の有効性 .....	15
<b>5 事業の進ちよくの見込み</b> .....	16
<b>6 コスト縮減や代替案立案等の可能性等</b> .....	17
(1) 代替案立案等の可能性 .....	17
(2) コスト縮減等 .....	17
<b>7 良好な環境保全の形成及び保全</b> .....	18
(1) 地球環境・自然環境 .....	18
(2) 生活環境 .....	19
(3) 地域個性・文化環境 .....	19
<b>8 総合評価</b> .....	20
■ 『環』の公共事業構想ガイドライン評価シート .....	21
■ 費用便益分析結果総括表 .....	23

本事業は休止中の事業であり、事業再開となるため、今回、再評価に諮るものである。

※京都府公共事業再評価実施要綱の第2条第2項、進ちよく状況等により再評価の必要があると認められる事業に該当する。

# 1 事業概要

## (1) 地域概要

昭和 30 年代～（城陽市、宇治市、久御山町、八幡市）

人口が急激に増加し 4 市町の自己水源だけでは水道水の安定供給が困難になってきたことから、昭和 36 年度に「山城水道用水供給事業（以下「山城水道」という。）」の認可を得て、宇治浄水場を整備し、宇治川（天ヶ瀬ダム湖水）から取水した水を浄水処理した上で水道用水を供給していた。

【図－1 山城水道と第 2 山城水道の概要】



昭和 40 年代～（木津川市（旧木津町域）、京田辺市、精華町）

大規模住宅団地計画に対して、3 市町の自己水源だけでは水道水の安定供給が困難になってきたことから、昭和 45 年度に「第 2 山城水道用水供給事業（以下「第 2 山城水道」という。）」の認可を得て、木津浄水場を整備し、木津川から取水した水を浄水処理した上で水道用水を供給していた。

	山 城 水 道	第 2 山 城 水 道
創設事業認可年月日	昭和 36 年 12 月 28 日	昭和 46 年 3 月 31 日
浄水場の名称	宇治浄水場	木津浄水場
一日最大給水量	96,000m <sup>3</sup> /日	24,000m <sup>3</sup> /日
給水対象団体 (給水開始年月)	城陽市（昭和39年12月） 宇治市（昭和40年6月） 久御山町（昭和43年4月） 八幡市（昭和43年7月）	木津川市（昭和52年10月） (旧木津町域) 京田辺市（昭和53年7月） 精華町（昭和63年7月）

**【昭和 52 年度 水道法改正】**

水道広域化を推進するため、関係地方公共団体の要請に基づき都道府県知事が広域的水道整備計画を策定する規定が設けられる

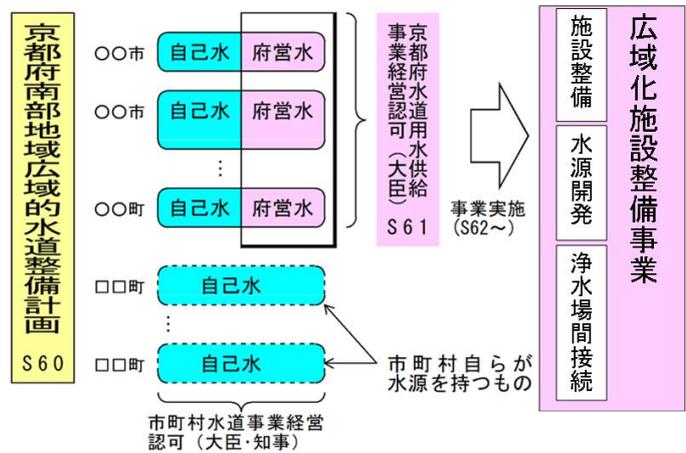
昭和 60 年代～

京都府では、関西文化学術研究都市の建設などによる水需要の増大が予測され、また、乙訓地域における地下水位の低下や地盤沈下等が深刻化してきたことから、関係市町村からの要請を受けて、昭和 60 年度に京都市を除く府南部地域の 17 市町村（現 15）を圏域とした「京都府南部地域広域的水道整備計画（以下「整備計画」という。）」を策定し、府営水道は、根幹的施設として、山城水道、第 2 山城水道の統合拡充及び乙訓地区への拡張を行う整備方針が位置付けられた。

(2) 事業目的

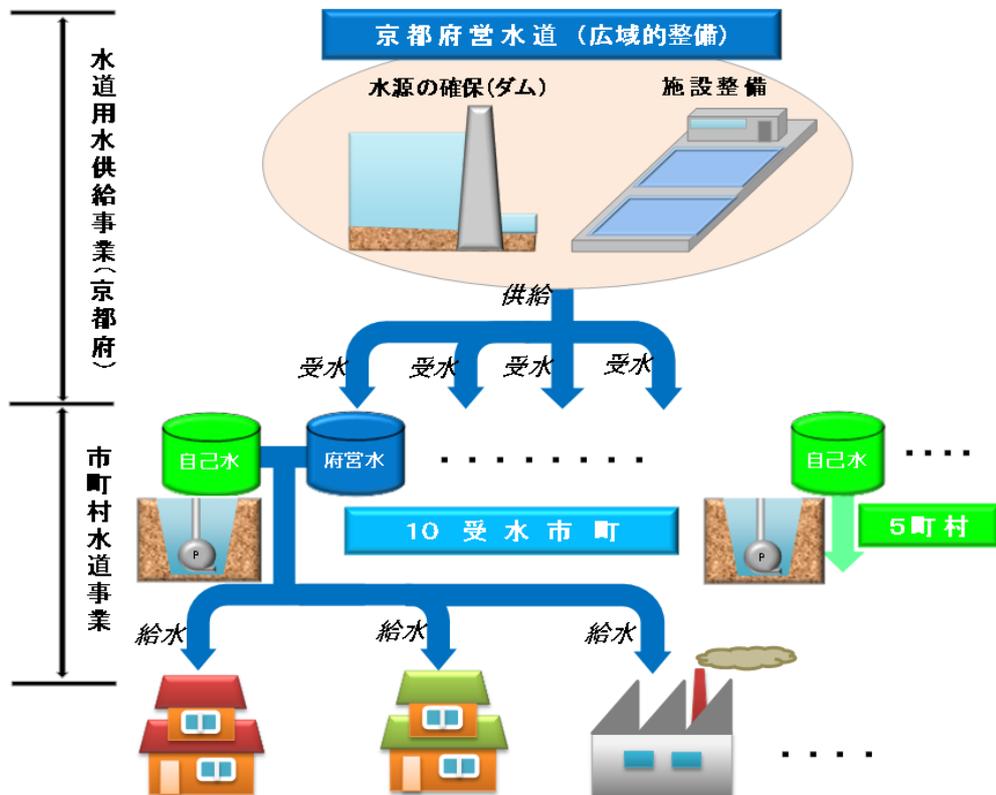
府営水道では、昭和 60 年度に策定された整備計画に基づき、昭和 61 年度に「京都府水道用水供給事業」の認可を得て、従来の「山城水道」及び「第 2 山城水道」を統合するとともに、新たに乙訓地域 3 市町（向日市、長岡京市、大山崎町）も給水区域とした。

【図－2 京都府水道用水供給事業の概要】



「京都府水道用水供給事業」は、府南部地域の 10 市町（以下「受水市町」という。）に対し水道用水の供給を行う事業であり、地域水道の安定供給に貢献するため、「広域化施設整備事業（以下「整備事業」という。）」として、昭和 62 年度から広域的に施設整備と水源確保を行っているものである。

【図－3 府南部地域の水道の仕組み】



※ 受水市町においては、市町自ら水源を持つ「自己水」と府営水道から受水する「府営水」を家庭や事業所に給水

(3) 事業内容

整備事業は、受水市町から要望された水量（236,800 m<sup>3</sup>/日）をもとに水源確保と浄水場整備を行い、併せて浄水場間を接続して相互応援を可能とするとともに、受水市町の需要量の増加や供給の安定性等に対応するため、第2分水施設を整備するものであるが、その事業費は水道料金として府民負担に反映されることから、水需要の動向を考慮しながら段階的に施設整備を進めている。

<事業計画の見直し>

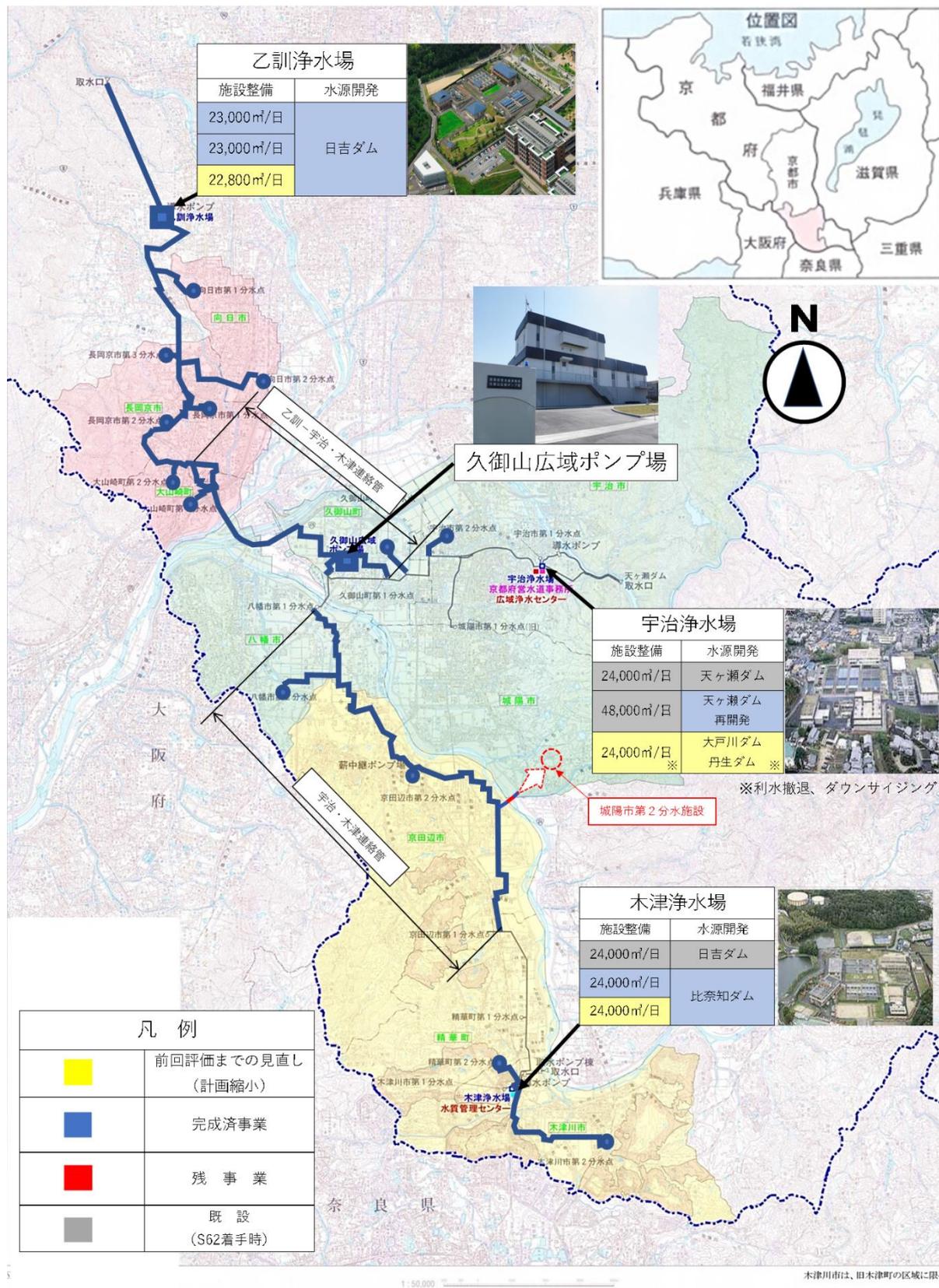
- 平成16年度には、水需要予測に基づき、浄水場間の接続を背景に、府営水道全体の水利権を一体として捉えることで、建設中ダムの大戸川・丹生ダムから得ている水利権を放棄。宇治浄水場では、利水撤退や今後の水需要を踏まえてダウンサイジングを実施し、将来的な費用負担を縮減。
- 平成22年度に行った前回再評価では、今後の水需要を踏まえ、当面、木津浄水場及び乙訓浄水場の拡張を要する状況ではないことから、事業計画を見直し。

【表－1 京都府水道用水供給事業（広域化施設整備事業）の内容】

受水市町 (10市町)	宇治市、城陽市、八幡市、久御山町、京田辺市、木津川市（旧木津町域）、 精華町、向日市、長岡京市、大山崎町	
事業年次	昭和62年度～	
施設能力	236,800m <sup>3</sup> /日 宇治：96,000m <sup>3</sup> /日 木津：72,000m <sup>3</sup> /日 乙訓：68,800m <sup>3</sup> /日	事業計画見直し → 166,000m <sup>3</sup> /日 宇治：72,000m <sup>3</sup> /日 木津：48,000m <sup>3</sup> /日 乙訓：46,000m <sup>3</sup> /日
事業内容	水源確保	・ダム建設事業への利水参加による安定水利権確保【利水負担】 (天ヶ瀬ダム再開発、日吉ダム、比奈知ダム)
	施設整備	・浄水場の整備（乙訓浄水場の新設※、木津浄水場の拡張） ・浄水場間の接続（連絡管の整備、久御山広域ポンプ場の整備） ・第2分水施設の整備
総事業費	1,122.2億円（＝施設整備610.2＋水源開発512.0）	

※分水施設整備含む。

【図－4 広域化施設整備事業（施設整備・水源開発）の位置図】



## 2 事業の進ちょく状況

### (1) 事業の進ちょく状況

#### 水源確保 **完**

木津浄水場及び乙訓浄水場の水利権は、平成9年度に日吉ダムが、平成10年度に比奈知ダムが完成し安定水利権の許可を得ている。さらに、宇治浄水場の水利権は、令和4年度に天ヶ瀬ダム再開発事業が完成し安定水利権の許可を得ており、府営水道の全ての水利権が安定化している。

【表-2 府営水道の水源確保状況】

浄水場	河川名 (水源種別)	水源確保
宇治 浄水場	淀川水系淀川 (ダム湖水 (天ヶ瀬ダム) (宇治川))	天ヶ瀬ダム 0.3m <sup>3</sup> /秒 (既得)
		天ヶ瀬ダム再開発 0.6m <sup>3</sup> /秒 (R4完成)
		大戸川・丹生ダム 0.3m <sup>3</sup> /秒 (利水撤退)
木津 浄水場	淀川水系木津川 (表流水 (木津川))	日吉ダム 0.3m <sup>3</sup> /秒 (H9完成)
		比奈知ダム 0.6m <sup>3</sup> /秒 (H10完成)
乙訓 浄水場	淀川水系桂川 (表流水 (桂川(保津川)))	日吉ダム 0.86m <sup>3</sup> /秒 (H9完成)

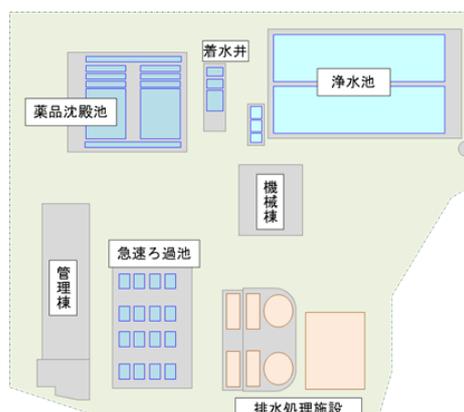


### 施設整備

#### ➤ 乙訓浄水場の創設 (46,000m<sup>3</sup>/日) **完**

保津川から取水するための導水トンネル等の工事を経て、平成12年度に乙訓浄水場を完成させた。

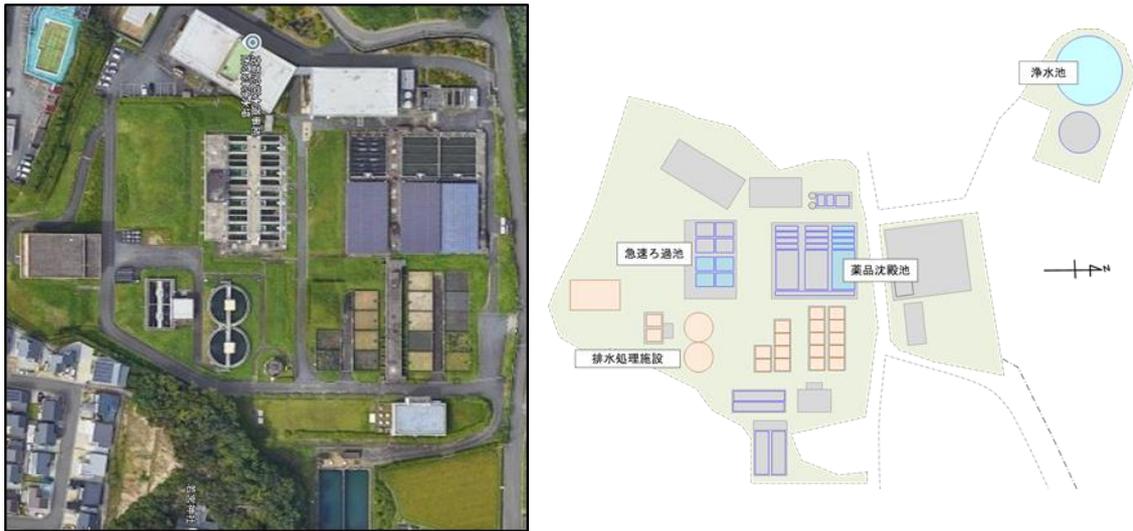
【図-5 乙訓浄水場の新設】



➤ 木津浄水場の拡張 (24,000m<sup>3</sup>/日⇒48,000m<sup>3</sup>/日) **完**

平成8年度に木津浄水場の第1次拡張整備が概成し、引き続き、導水施設、排水処理施設の整備を進め、平成16年度に第1次拡張整備を完成させた。

【図-6 木津浄水場の第1次拡張】



➤ 浄水場間の接続 **完**

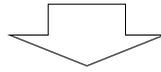
平成4年度に水系の異なる2浄水場の水を相互に運用することで、安定した給水ができるように、宇治浄水場と木津浄水場の送水管接続工事を完成させた。

さらに、平成21年度には3浄水場間で相互に広域的な水の供給を可能とする宇治・木津・乙訓浄水場接続が概成(暫定接続)し、引き続き整備を進めて、平成25年度に完成させ、久御山広域ポンプ場を用いて広域的に水運用を行っており、大規模災害等の非常時であっても安定的な水の供給を確保している。



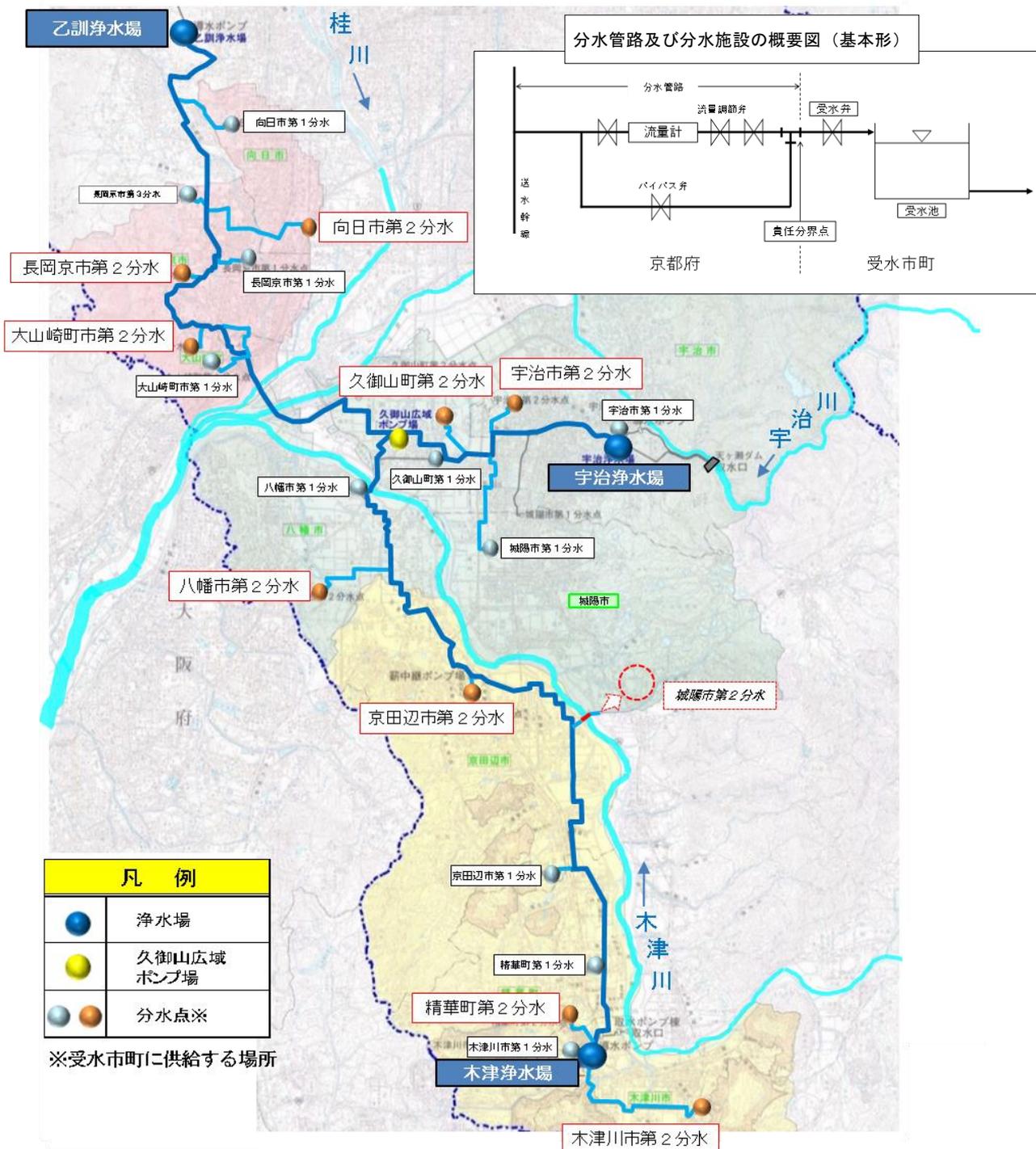
➤ 第2分水施設の整備

受水市町からの受水要望を受け、既設を含めて2箇所以内とすること、「広域化施設整備事業」として府が実施すること、受水時期は協議し決定することなどを受水市町と確認した上で、計画的に整備を行い、城陽市を除く9市町の整備を完成させ、需要量の増加や供給の安定性等に対応している。



残事業：城陽市第2分水施設の整備

【図-7 第2分水施設の整備状況】



【表－3 投資事業費】

	計	施設整備	水源開発 (利水負担)
全体事業費 (うち、用地費)	1,122.2 億円 (72.4 億円)	610.2 億円 (72.4 億円)	512.0 億円
令和6年度末までの 投資事業費 (うち、用地費) [進捗率]	1,108.9 億円 (72.0 億円) [99%]	596.9 億円 (72.0 億円) [98%]	512.0 億円 [100%]

【表－4 進捗概要】

施設整備					水源確保
浄水場の整備		浄水場間の接続	第2分水施設の整備		
木津浄水場	乙訓浄水場				
62 63 H元	<p>拡張工事</p> <p>24,000 →48,000m<sup>3</sup>/日</p> <p>H元～H16 (H8概成)</p>	<p>宇治・木津間接続 (木津浄水場～八幡市) S62～H4</p> <p>乙訓浄水場と 宇治・木津浄水場の 送水管接続 H9～H25</p> <p>久御山広域ポンプ場 H9～H22</p>	<p>9市町</p> <p>宇治市、向日市、 長岡京市、八幡市、 京田辺市、木津川市、 大山崎町、久御山町、 精華町</p> <p>H3～H19</p>	<p>日吉ダム完成 (H9)</p> <p>比奈知ダム完成 (H10)</p>	
2					
3					
4					
5					
6					
7					
8					
9					
10					
11					
12					
13					
14					
15					
16					
17					
18					
19					
20					
21					
22					
23				<p>天ヶ瀬ダム再開発事業 完成 (R4)</p>	
24					
25					
26					
27					
28					
29					
30 R元					
2					
3					
4					
5					
6					

(2) 全体事業費の変化

事業の進ちょくに伴い、以下の状況変化に対応するため、平成 22 年度の前回評価時から全体事業費が 29 億円増となる見通し。

【表－5 全体事業費の変化】

	前回評価時 (H22)	今回 (R7)	増減
全体事業費	1,093 億円	1,122 億円	+29 億円

主 な 要 因	増減額
①天ヶ瀬ダム再開発事業基本計画の変更等 (完)	+16 億円
②第 2 分水施設の整備	+13 億円
合計	+29 億円

(主な要因)

① 天ヶ瀬ダム再開発事業基本計画の変更等 (増 約 16 億円)

国(国土交通省)では平成7年度に基本計画を策定し、平成9年度から工事に着手しているが、現場着手後に確認された現場条件の変更等により、これまで基本計画を4回変更し、基本計画が変更されたことで全体事業費が増額となったことから、利水者負担金についても増額となったもの。

なお、天ヶ瀬ダム再開発事業については、令和4年度に完成している。

【図－8 天ヶ瀬ダム再開発事業の概要】

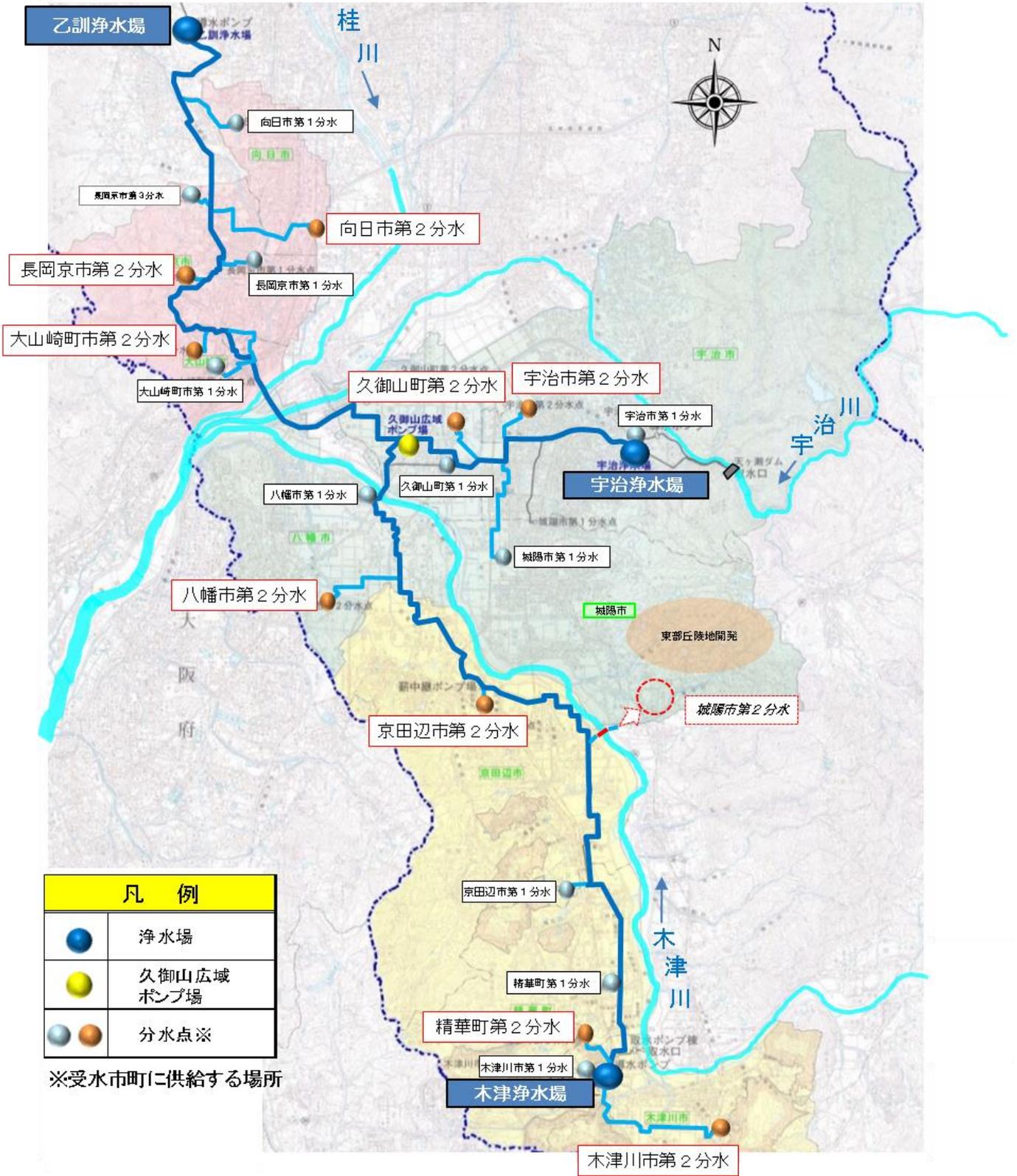


② 第 2 分水施設の整備 (増 約 13 億円)

東部丘陵地開発に伴う水需要が見込まれることから、城陽市第 2 分水施設の整備を進めるもの。

なお、第 2 分水施設から東部丘陵地までは城陽市にて整備される。

【図－9 城陽市第2分水施設整備の概要】



### 3 事業を巡る社会経済情勢等の変化

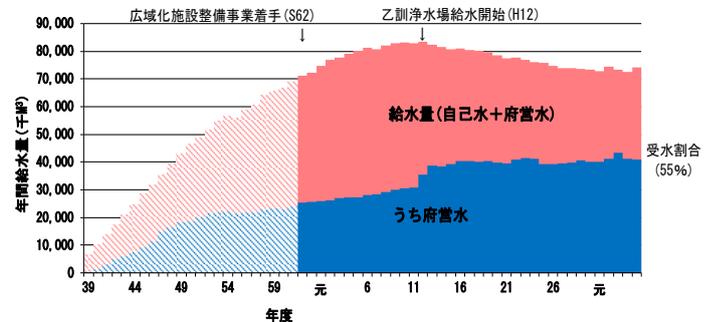
#### (1) 水需要の動向

水需要（自己水と府営水の合計）は、関西文化学術研究都市で増加してきたが、受水市町全体としては減少傾向である。

受水市町においては自己水と府営水を合わせた給水としており、受水割合に大きな変化が見込まれない中、木津浄水場及び乙訓浄水場の拡張整備を実施せず（事業計画の見直し）、現

有施設能力(166,000 m<sup>3</sup>/日)により水道用水を供給している。

【図-10 水需要の推移】



#### 東部丘陵地整備計画

城陽市は東部丘陵地整備計画において、山砂利採取跡地の有効活用を行うこととし、先行整備長池地区については（仮称）京都城陽プレミアムアウトレット、先行整備青谷地区については次世代型物流拠点の整備を進めており、中間エリアについては今後の土地利用に向けて具体的な検討を進めているところから、当該地域の開発に伴い新たな水需要が見込まれる。

【図-11 東部丘陵地整備計画の位置図】



出典：国土交通省。（2023）. 中間エリア位置図（拡大）. 令和5年度サウンディング（第2回）. 取得元

<https://www.mlit.go.jp/sogoseisaku/kaminrenkei/content/001632306.pdf>

(2) 水源の水質の変化等

宇治浄水場及び乙訓浄水場がそれぞれ取水する宇治川及び桂川においては、前回評価以降、水源水質に著しい変化は見られない。

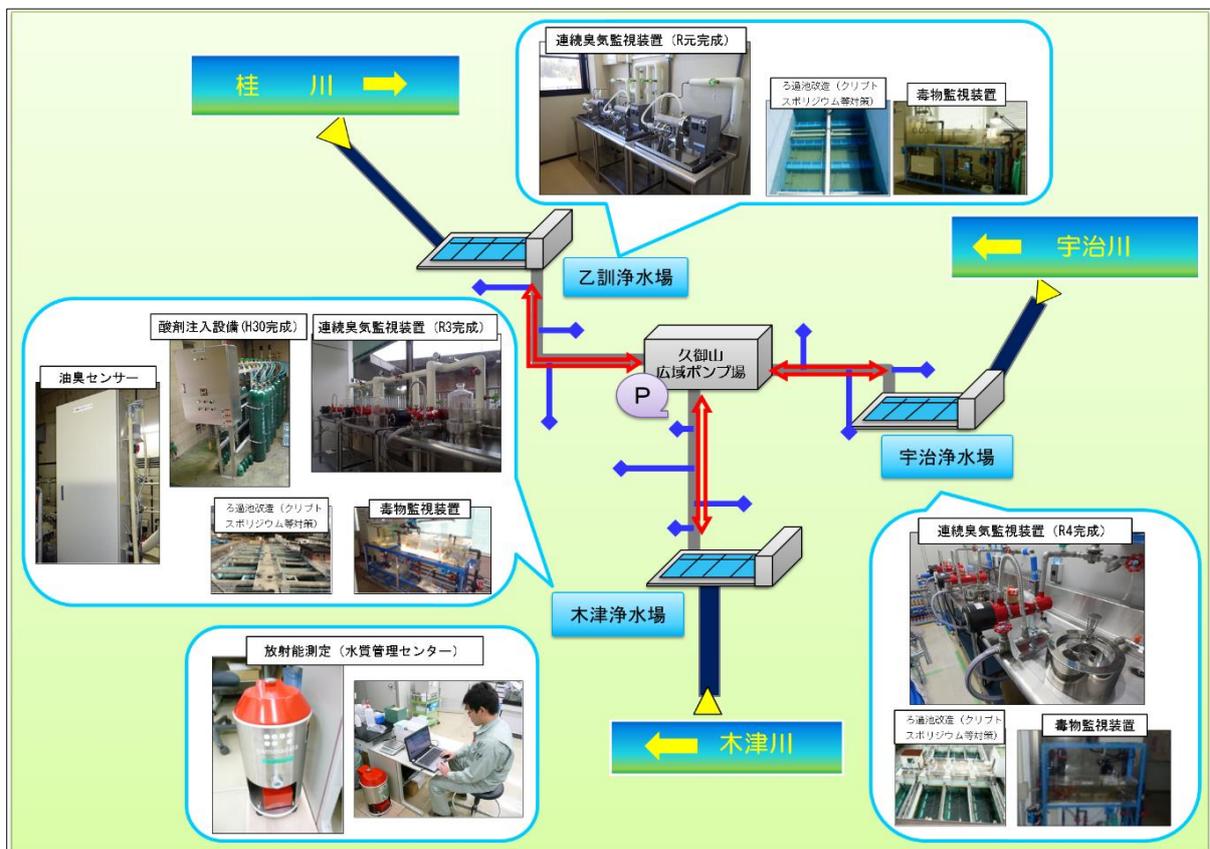
木津浄水場が取水する木津川においては、異臭味リスク等が高まっており、仮設備により粉末活性炭を注入し脱臭処理を行っているが、3浄水場間での相互応援が可能となったことから、かび臭発生時には極力木津川からの取水量を抑制して処理時間を長く確保することで脱臭効果を高めて対応している。

なお、宇治浄水場では高度浄水処理（オゾン+粒状活性炭）を全年運転している。

【図-12 オゾン発生装置】



【図-13 府営水道における水源水質リスク対策（ハード面）】



### (3) 当該事業に係る水道事業者の要望等

整備事業における残事業は城陽市第2分水施設の整備であるが、第2分水施設については、受水市町からの要望を受け、これまで計画的に整備を進めている。

#### ア 受水市町からの要望

平成2年度に受水10市町から「広域化施設整備事業」の一環として、府において早期に施工してもらいたいとの要望を受けた。

府営水道では、平成元年から受水市町と協議を行い、分水施設は既設を含めて2箇所以内とすること、「広域化施設整備事業」について府が実施すること、及び受水時期は協議し決定することなどを確認した上で、これまで計画的に整備を行っている。

#### ＜京都府営水道事業経営審議会（旧懇談会）提言＞

- 府営水道では料金や施設整備の基本方針について、学識経験者や受水市町代表などで構成される「京都府営水道事業経営審議会」から提言を受けながら事業を進めている。
- 第3次提言「京都府営水道事業の経営のあり方及び施設整備の方向についての提言」において、将来の水需要に対応した施設整備として第2分水施設の整備計画を計画的に進めることが重要であると示された。

#### イ 城陽市からの要望

城陽市から、東部丘陵地中間エリアの市街化に伴う上水道施設の整備に関し、府営水道第2分水施設からの供給による給水が必要であるとの要望を令和2年度から毎年度受けている。

#### 4 事業の投資効果及びその要因の変化

##### (1) 費用便益比 (B/C)

前回評価から総費用は増額しているが、費用便益比が1.0を上回るので、本事業の効率性は確保できている。また、残事業の費用便益比についても1.0を上回るので、残事業の効率性は確保できている。

【表—6 費用便益比 (社会的割引率4%)】

項目	前回(基準年 H22)	今回(基準年 R6)	残事業
総便益(B)	78,741 億円	229,017 億円	29 億円
総費用(C)	3,206 億円	9,404 億円	14 億円
B/C	24.6	24.4	2.1

※最新の費用便益分析マニュアル【水道事業の費用対効果分析マニュアル(厚生労働省 平成23年7月(平成29年3月一部改訂))】に準じて作成

※総便益及び総費用については、現在価値化(基準年の価値に換算)した数値である。前回は平成22年を基準に価値化、今回は令和6年を基準に現在価値化している。

##### 【参考：社会的割引率2%】

【表—7 費用便益比 (社会的割引率2%)】

項目	前回(基準年 H22)	今回(基準年 R6)	残事業
総便益(B)	—	218,506 億円	46 億円
総費用(C)	—	6,560 億円	18 億円
B/C	—	33.3	2.6

※公共事業評価の費用便益分析に関する技術指針(共通編)【国土交通省(令和5年9月)】に準じ、参考値として社会的割引率を2%として費用便益比を算出

#### ■総便益及び総費用の増加について

##### <総便益(B)>

- 評価基準年の見直し(H22⇒R6)や、城陽市第2分水施設の整備による評価対象期間の延長(R47 ⇒ R61年度)に伴う便益の増加
- 城陽市第2分水施設の整備による新たな便益の増加

<総費用（C）>

- 評価基準年の見直し（H22⇒R6）により、現在価値化の計算の過程で費用が増加
- 城陽市第2分水施設の整備により評価対象期間が延長（R47 ⇒ R61年度）され、今後見込まれる費用（更新費、維持管理費）が増加
- 城陽市第2分水施設の整備により新たな費用が増加

(2) 費用対効果以外の事業の有効性

- 受水10市町への安定給水
  - 3浄水場全ての水利権が安定化
  - 浄水場間の接続により給水区域全域に対し相互にバックアップ可能

○ 城陽市への安定給水

- 府南部地域の活性化に大きく寄与する東部丘陵地地域に対し複数水源（自己水・府営水）を確保
- 複数の分水施設整備により災害発生時においても給水の安定性を確保



○ その他

- 城陽市への供給水量の増加により、府営水道全体の供給効率が上がることで使用料金が低下
- 木津川右岸地域へ給水を行うこととなり、事業展開の可能性が広がる

《参考》 城陽市第2分水施設の整備による料金への影響（試算）

（試算）	料金単価	年間負担額※	備考
建設負担料金	+ 0.5 円/m <sup>3</sup>	+ 約0.3億円	減価償却費の増による負担増
使用料金	- 0.9 円/m <sup>3</sup>	- 約0.3億円	供給水量の増による負担減

※城陽市を除く9市町

<試算条件>

【建設負担料金】

- 法定耐用年数（分水管路40年、分水施設10年等）により減価償却費を算出。（想定事業費 約13億円（税抜））

【使用料金】

- 東部丘陵地中間エリアへの給水に伴う第2分水からの一日平均給水量は、開発完了後の水量（城陽市アンケート調査結果）により算出。
- 現行料金算定における変動費をもとに算出。
- 府営水道の実績単価をもとに第2分水への給水に伴う変動費（動力費・薬品費）を見込み算出。

5 事業の進ちよくの見込み

残事業である「城陽市第2分水施設」については、木津川横断を伴うため、山城大橋架替工事に併せて分水管路の一部を整備している。

分水管路は、城陽市と協議の上、布設ルート案を検討し、城陽市第2分水施設整備計画を策定したところであり、今後、その計画に基づき、東部丘陵地開発や市の水道施設整備等の進捗状況に合わせて整備していくこととしているため問題ない。

【図-14 城陽市第2分水施設の位置図】



## 6 コスト縮減や代替案立案等の可能性等

### (1) 代替案立案等の可能性

「城陽市第2分水施設」については、木津川右岸に位置する城陽市南西域に新たな分水施設を整備する計画であり、左岸に布設されている府営水道送水管（幹線）から分岐し、一級河川である木津川を横断する必要がある。

河川を横断する管路の布設工法としては、①橋梁添架、②水管橋、③非開削工法（シールド工法等）があり、山城大橋架替工事を捉えて、他の横断工法と比較して最も安価となる橋梁添架を採用している。

第2分水施設の整備に当たっては、山城大橋添架により木津川を横断し管路工事を行うことが最良である。



### (2) コスト縮減の取組

「城陽市第2分水施設」に係る管路布設ルートについては、実現可能な複数案を抽出し、最も安価なルートを選定している。

また、管路工事においても、掘削により発生した土を埋戻土に再利用するなど、引き続きコスト縮減に努めながら事業を推進する。



## 7 良好な環境の形成及び保全

### (1) 地球環境・自然環境

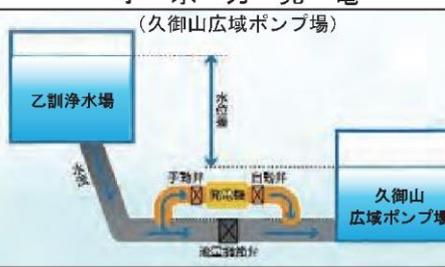
浄水場及びポンプ場を利用して、再生可能エネルギー設備（太陽光発電、小水力発電）を導入して二酸化炭素の排出量削減を図っている。

- ・太陽光発電 270 kW（3 浄水場＋久御山広域ポンプ場）・・・（R5 実績） 130,683 kWh
- ・小水力発電 94 kW（宇治浄水場＋久御山広域ポンプ場）・・・（R5 実績） 78,326 kWh

【図－15 再生可能エネルギー設備の導入状況】

	宇治浄水場	木津浄水場	乙訓浄水場	久御山広域ポンプ場
太陽光発電				
設置場所	着水井・ろ過池	沈殿池(3池)	沈殿池(2池)	配水池屋上
運転開始	H14.3	H13.3・H16.2	H12.9	H21.12
設備容量	40kW	100kW	30kW	100kW

※ 浄水場の沈殿池等への設置は、藻の発生抑制や次亜塩素酸ナトリウム使用量の削減にも効果

	宇治浄水場	久御山広域ポンプ場	小水力発電 (久御山広域ポンプ場)
小水力発電			
設置場所	導水ポンプ所	ポンプ棟	
運転開始	H22.5	H22.1	
設備容量	63kW	31kW	

浄水場で発生する浄水汚泥は、埋戻土や盛土、グラウンド用材として全量を有効利用し、資源の有効活用を図っている。

【図－16 資源の有効活用取組状況】

● 2次乾燥・破碎し売却



## (2) 生活環境

城陽市第2分水整備について、工事中の施工時間帯に配慮しながら生活環境への影響を最小限に抑制していく。

## (3) 地域個性・文化環境

各浄水場で特徴的な植栽（宇治；アジサイ、木津；ツツジ、乙訓；シバザクラ）を行っており、宇治・木津浄水場では既に地元の名物となっている。

また、久御山広域ポンプ場においては周辺の景観を害することのないよう場内緑化に努めた。各浄水場の施設公開や広域ポンプ場の工事見学会を実施することにより、水の大切さ、水道水の「安心・安全」に対する意識向上を図っている。

### 【浄水場施設公開状況写真】



木津浄水場



乙訓浄水場



宇治浄水場

### 【広域ポンプ場緑化状況写真】



## 8 総合評価（案）

### (1) 事業の進ちょく状況

整備事業は、地域水道の安定供給に貢献するため、昭和 62 年度から水需要の動向を考慮しながら施設整備や水源確保を計画的に進めてきたものであり、府営水道の全ての水利権が安定化し、浄水場の整備及び浄水場間の接続が完成している。

残る第 2 分水施設は、受水市町と受水時期を協議しながら、計画的に整備を行い、9 市町が完成している。残る城陽市第 2 分水施設の整備については、東部丘陵地開発や市の水道施設整備等の進捗状況に合わせて、着実に整備していくこととしているため、事業進ちょくに問題ない。

### (2) 事業を巡る社会情勢の変化

第 2 分水施設は、需要量の増加や供給の安定性等に対応するため、受水 10 市町から要望を受け整備を行っている。

城陽市では、東部丘陵地のまちづくりの整備を段階的に進めており、当該地域の開発に伴い新たな水需要が見込まれ、土地利用に必要な上水道施設等のインフラ整備が必要不可欠であることから、城陽市からの要望を受け、第 2 分水施設の整備が必要である。

### (3) 事業の効果

前回評価（H22）から総費用は増額しているが、費用便益比が 1.0 を上回るため、本事業の効率性は確保できている。また、残事業（城陽市第 2 分水施設の整備）の費用便益比についても 1.0 を上回るため、残事業の効率性は確保できている。

さらに、残事業は、城陽市域の需要に対して、複数水源・給水点が確保されることになり、給水の安定性が向上するとともに、供給水量が増加することで府営水道全体の供給効率が向上するため有効である。



総合評価として、本計画で事業を継続する必要がある。

## 『環』の公共事業構想ガイドライン評価シート

		作成年月日	令和7年4月22日		
		作成部署	建設交通部 水道政策課		
事業名	京都府水道用水供給事業	地区名	宇治市他 5市4町受水市町		
概算事業費	1,122.2億円(税込み)	事業期間	昭和62年度～令和11年度		
事業概要	水道水の安定供給を図るため施設整備及び水源開発を行い、乙訓と宇治・木津浄水場間の接続による広域化で相互の応援体制を確保する。 ○第2分水施設の整備				
目標すべき環境像	地域の景観にマッチした整備を行うとともに地域企業を含めた府民に対して、CO <sub>2</sub> 排出量削減などによる環境保全活動の先導的立場を目指す。今回計画地は農地・住宅地となるため特に景観に配慮する。				
関連する公共事業	○東部丘陵地整備計画				
評価項目		施工地の環境特性と目標		環境配慮・環境創造のための措置内容	環境評価
主要な評価の視点		選定要否			
地球環境・自然協会	地球温暖化(CO <sub>2</sub> 排出量等)	○	施工地は開発地域近傍であるため、開発に係る工事等からCO <sub>2</sub> の排出量が多くこれまで以上の排出量抑制策が必要である。		3
	地形・地質				
	物質循環(土砂移動)				
	野生生物・絶滅危惧種				
	生態系				
	その他				
生活環境	ユニバーサルデザイン		人家が近接している箇所においては、工事により発生する騒音・振動などを低減させる必要がある。 事業の実施により発生する建設残土の抑制を図るとともに、資源の有効利用努める必要がある。		3
	水環境・水循環				
	大気環境				
	土壌・地盤環境				
	騒音・振動	○			
	廃棄物・リサイクル	○			
	化学物質・粉じん等				
	電磁波・電波・日照				
その他					
地域個性・文化環境	景観	○	施工地周辺農地及び住宅地への景観に対する配慮が必要である。  「安心・安全」な水道水の供給に向け、住民との協働による事業実施への取り組みが必要である。		4
	里山の保全				
	地域の文化資産				
	伝統的行事				
	地域住民との協働	○			
	その他				
外部評価					

(別紙)

## 構想ガイドラインチェックリストの記載要領

- 1) 「施工地の環境特性と目標」欄：評価項目の「主要な評価の視点選定の考え方」に当てはまる項目について、下記の記載要点を踏まえて施工地地の環境特性と目指すべき方向（環境目標）についての点検を行い、できるだけ具体的に（例えば絶滅危惧種の名称等）記載すること。
- 2) 「環境配慮・環境創造のための措置内容」欄：「施工地の環境特性と目標」の記載内容に対応して実施しようとする回避措置や自然再生・環境創出等の方策について記載すること。
- 3) 「環境評価」欄：評価項目ごとの環境配慮の自己評価を記載する。

(改善；5、やや改善；4、現状維持；3、やや悪化；2、悪化；1)

評価項目		「施工地の環境特性と目標」の記載要点
主要な評価の視点		
地球環境・自然環境	地球温暖化 (CO <sub>2</sub> 排出量等)	・事業の実施又はそれによって設置される施設の供用に伴って温室効果ガスの著しい発生が予測されるため、発生抑制や吸収源の創出などが必要。
	地形・地質	・地域の自然環境の基盤となっている地形・地質の維持・保全・改善・回復などが必要。
	物質循環 (土砂移動等)	・河川における土砂移動機能が良（又は不良）であるため、その維持（又は改善）が必要。
	野生生物 ・絶滅危惧種	・京都府レッドデータブック掲載の「絶滅が危惧される野生生物」の生息地等が確認されたため、その維持・保全・改善・回復などが必要。
	生態系	・地域生態系の維持・保全・改善・回復などが必要。
その他	・その他、施工地及び周辺地域における地球環境や自然環境の特性と目指すべき方向（環境目標）	
生活環境	ユニバーサルデザイン	・高齢者や障がい者など社会的弱者に配慮した施設構造としていくことが必要。
	水環境・水循環	・事業前の水環境・水循環が良（又は不良）であるため、その維持（又は改善）が必要。
	大気環境	・事業前の大気環境が良（又は不良）であるため、その維持（又は改善）が必要。
	土壌・地盤環境	・事業前の土壌・地盤環境が良（又は不良～汚染、沈下、水脈分断など）のため、その維持（又は改善）が必要。
	騒音・振動	・事業の実施又はそれによって設置される施設の供用に伴って、騒音・振動の発生が予測されるため、発生抑制が必要。
	廃棄物・リサイクル	・事業の実施又はそれによって設置される施設の供用に伴って、建設廃棄物の大量発生が予測されるため、発生抑制、再使用、リサイクルなどが必要。
	化学物質・粉じん	・事業の実施又はそれによって設置される施設の供用に伴って、化学物質や粉じんによる汚染が予測されるため、汚染の防止・抑制が必要。
電磁波・電波環境・日照	・事業の実施又はそれによって設置される施設の供用に伴って、電磁波、電波障害、日照障害が予測されるため、障害の防止・抑制が必要。	
その他	・その他、施工地及び周辺地域における生活環境の特性と目指すべき方向（環境目標）	
地域個性・文化環境	景観	・京都らしい自然景観や歴史的景観、都市景観が存在するため、その維持・保全・改善・回復などが必要。
	地域の文化資産	・史跡や天然記念物、歴史的に重要な遺跡、古道、伝承、家屋(群)など地域固有の文化資産が存在するため、その維持・保全・改善・回復などが必要。
	里山の保全	・多様な生物相や農村景観の重要な要素となっている里山が存在しているため、その維持・保全・改善・回復などが必要。
	伝統的行事	・地域の伝統的な行事等が行われているため、その維持・保全・改善・回復などが必要。
	地域住民との協働	・事業の構想、設計、施工、管理などについて地域住民との協働が必要。
その他	・その他、施工地及び周辺地域における地域個性や文化環境の特性と目指すべき方向（環境目標）。	

(1) 費用便益分析結果総括表〔全体事業〕【社会的割引率 4%】

(a) 算出条件

算出根拠	水道事業の費用対効果分析マニュアル (平成23年7月； 厚生労働省)
基準年	2024年(令和6年)
事業着手年	1987年(昭和62年)
事業完了予定年	2029年(令和11年)
便益算定対象期間	事業完了後50年

(b) 費用

(単位：億円)

	事業費	維持管理費	合計
単純合計	8,199.9	1,411.4	9,611.3
基準年における 現在価値(C)	8,072.4	1,332.0	9,404.4

※ 事業費、維持管理費の内訳は次頁のとおり

(c) 便益

(単位：億円)

検討期間の純便益(単純合計)	254,402.9
基準年における 現在価値(B)	229,017.1

※ 便益の内訳は次頁のとおり

(d) 費用便益分析比

B/C	229,017.1 / 9,404.4	24.35
-----	---------------------	-------

(2) 内訳〔全体事業〕

(a) 事業費

(単位：億円)

	単純合計	現在価値
施設整備費	7,513.8	6,240.7
工事費 (調査費等を含む)	7,429.0	5,806.1
用地補償費	84.8	434.6
水源開発費	686.1	1,831.7
合計	8,199.9	8,072.4

(b) 維持管理費

(単位：億円)

	単純合計	現在価値
施設維持費	1,194.3	1,124.1
水源維持費	217.1	207.9
合計	1,411.4	1,332.0

(c) 総費用

(単位：億円)

	単純合計	現在価値
(C)	9,611.3	9,404.4

(d) 便益の内訳

(単位：億円)

	単純合計	現在価値
減断水被害減少便益	254,322.0	228,988.1
生活用水被害	140,162.3	118,015.1
業務営業用水被害	112,431.5	109,109.4
工場用水被害	1,728.2	1,863.6
水道普及による便益	80.9	29.0
合計(B)	254,402.9	229,017.1

(1) 費用便益分析結果総括表〔残事業〕【社会的割引率 4%】

(a) 算出条件

算出根拠	水道事業の費用対効果分析マニュアル (平成23年7月； 厚生労働省)
基準年	2024年(令和6年)
事業着手年	1987年(昭和62年)
事業完了予定年	2029年(令和11年)
便益算定対象期間	事業完了後50年

(b) 費用

(単位：億円)

	事業費	維持管理費	合計
単純合計	25.5	0.3	25.8
基準年における 現在価値(C)	13.9	0.1	14.0

※ 事業費、維持管理費の内訳は次頁のとおり

(c) 便益

(単位：億円)

検討期間の純便益(単純合計)	80.9
基準年における 現在価値(B)	29.0

※ 便益の内訳は次頁のとおり

(d) 費用便益分析比

B/C	29.0 / 14.0	2.07
-----	-------------	------

(2) 内訳〔残事業〕

(a) 事業費

(単位：億円)

	単純合計	現在価値
施設整備費	25.5	13.9
工事費 (調査費等を含む)	25.1	13.6
用地補償費	0.4	0.4
水源開発費	—	—
合計	25.5	13.9

(b) 維持管理費

(単位：億円)

	単純合計	現在価値
施設維持費	0.3	0.1
水源維持費	—	—
合計	0.3	0.1

(c) 総費用

(単位：億円)

	単純合計	現在価値
(C)	25.8	14.0

(d) 便益の内訳

(単位：億円)

	単純合計	現在価値
水道普及による便益	80.9	29.0
合計(B)	80.9	29.0

(1) 費用便益分析結果総括表〔全体事業〕【社会的割引率 2%】

(a) 算出条件

算出根拠	水道事業の費用対効果分析マニュアル (平成23年7月；厚生労働省)
基準年	2024年(令和6年)
事業着手年	1987年(昭和62年)
事業完了予定年	2029年(令和11年)
便益算定対象期間	事業完了後50年

(b) 費用

(単位：億円)

	事業費	維持管理費	合計
単純合計	4,911.3	1,411.1	6,322.4
基準年における 現在価値(C)	5,266.0	1,293.3	6,559.3

※ 事業費、維持管理費の内訳は次頁のとおり

(c) 便益

(単位：億円)

検討期間の純便益(単純合計)	254,402.9
基準年における 現在価値(B)	218,505.9

※ 便益の内訳は次頁のとおり

(d) 費用便益分析比

B/C	218,505.9 / 6,559.3	33.31
-----	---------------------	-------

(2) 内訳〔全体事業〕

(a) 事業費

(単位：億円)

	単純合計	現在価値
施設整備費	4,225.2	3,957.4
工事費 (調査費等を含む)	4,140.4	3,721.9
用地補償費	84.8	235.5
水源開発費	686.1	1,308.6
合計	4,911.3	5,266.0

(b) 維持管理費

(単位：億円)

	単純合計	現在価値
施設維持費	1,194.0	1,092.7
水源維持費	217.1	200.6
合計	1,411.1	1,293.3

(c) 総費用

(単位：億円)

	単純合計	現在価値
(C)	6,322.4	6,559.3

(d) 便益の内訳

(単位：億円)

	単純合計	現在価値
減断水被害減少便益	254,322.0	218,459.6
生活用水被害	140,162.3	117,465.4
業務営業用水被害	112,431.5	99,375.6
工場用水被害	1,728.2	1,618.6
水道普及による便益	80.9	46.3
合計(B)	254,402.9	218,505.9

(1) 費用便益分析結果総括表〔残事業〕【社会的割引率 2%】

(a) 算出条件

算出根拠	水道事業の費用対効果分析マニュアル (平成23年7月； 厚生労働省)
基準年	2024年(令和6年)
事業着手年	1987年(昭和62年)
事業完了予定年	2029年(令和11年)
便益算定対象期間	事業完了後50年

(b) 費用

(単位：億円)

	事業費	維持管理費	合計
単純合計	25.5	0.3	25.8
基準年における 現在価値(C)	17.7	0.2	17.9

※ 事業費、維持管理費の内訳は次頁のとおり

(c) 便益

(単位：億円)

検討期間の純便益(単純合計)	80.9
基準年における 現在価値(B)	46.3

※ 便益の内訳は次頁のとおり

(d) 費用便益分析比

B/C	46.3 / 17.9	2.59
-----	-------------	------

(2) 内訳〔残事業〕

(a) 事業費

(単位：億円)

	単純合計	現在価値
施設整備費	25.5	17.7
工事費 (調査費等を含む)	25.1	17.3
用地補償費	0.4	0.4
水源開発費	—	—
合計	25.5	17.7

(b) 維持管理費

(単位：億円)

	単純合計	現在価値
施設維持費	0.3	0.2
水源維持費	—	—
合計	0.3	0.2

(c) 総費用

(単位：億円)

	単純合計	現在価値
(C)	25.8	17.9

(d) 便益の内訳

(単位：億円)

	単純合計	現在価値
水道普及による便益	80.9	46.3
合計(B)	80.9	46.3

# 京都府営水道事業における 令和6年度決算について

令和7年8月

京都府建設交通部公営企業経営課

# 令和6年度決算の状況

## [収益的収支]

(税抜き)

項目	R6年度決算 (A)	R5年度決算 (B)	(A)-(B)
年間給水量	千m3 40,693	千m3 40,841	千m3 △ 148
① 収益的収入	百万円 5,289	百万円 5,309	百万円 △ 20
給水収益	4,955	4,969	△ 14
その他	334	340	△ 6
② 収益的支出	4,622	4,345	277
人件費	460	446	14
維持管理費	1,322	1,026	296
ダム管理費	266	305	△ 39
減価償却費	2,343	2,312	31
支払利息	231	256	△ 25
③ 収益的収支差引 ①-②	667	964	△ 297

### 対前年度決算比

### 増減理由

年間給水量	0.4%減	市町の自己水源の機能回復による府営水の受水量減少
収益的収入	0.4%減	給水量の減少
収益的支出	6.4%増	修繕費、薬品費等の増加

(注)・「その他」:長期前受金戻入、水質検査受託費等の合計額

・「維持管理費」:修繕費、薬品費、動力費、委託費等の合計額

# 令和6年度決算の状況

## [資本的収支]

(税込み)

項目	R6年度決算 (A)	R5年度決算 (B)	(A)-(B)
	百万円	百万円	百万円
① 資本的収入	854	775	79
企業債	849	741	108
国庫補助金	5	34	△ 29
② 資本的支出	3,228	2,914	314
改良事業費	1,328	1,083	245
企業債償還金	1,890	1,825	65
その他	10	6	4
③ 資本的収支差引 ①-②	△ 2,374	△ 2,139	△ 235

### 対前年度決算比

### 増減理由

資本的収入	10.3%増	改良事業費の増加による企業債借入額の増加
資本的支出	10.8%増	更新工事の増加による改良事業費の増加

(注)・「その他」:建設利息、国庫補助金返還金の合計額

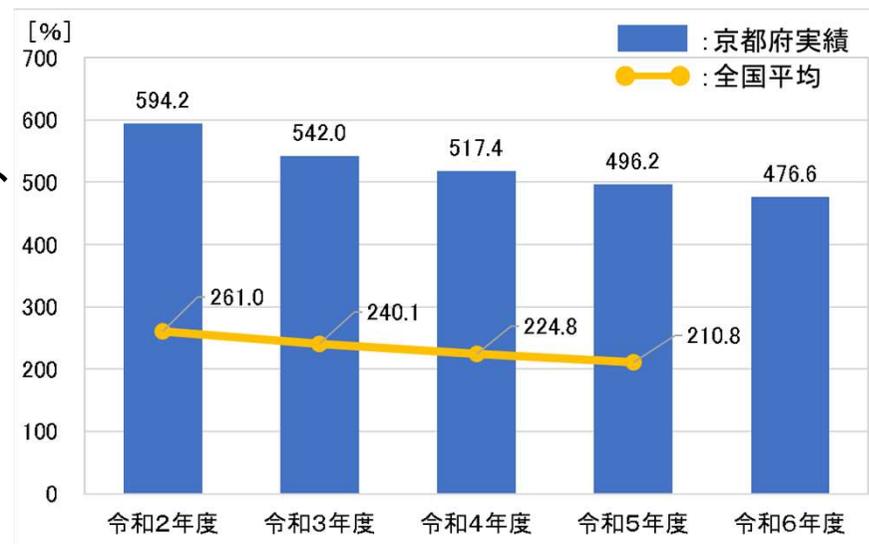
# 令和6年度決算に基づく経営指標の状況

## ➤ 企業債残高対給水収益比率

〔企業債残高／給水収益×100(%)〕

給水収益に対する企業債残高の割合であり、企業債残高の規模を表す指標

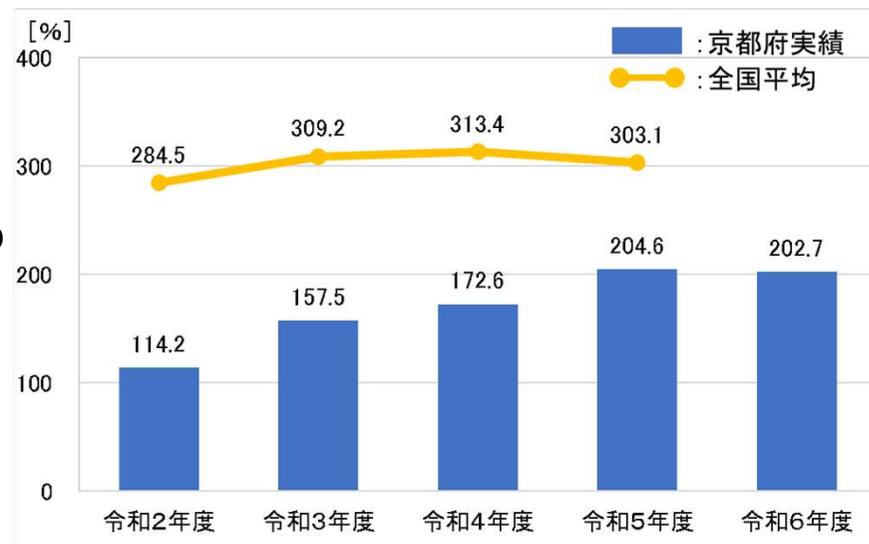
- ✓ 企業債充当率の抑制により比率は改善しているものの、全国平均よりは依然として高い状況



## ➤ 流動比率〔流動資産／流動負債×100(%)〕

短期的な債務に対する支払能力を表す指標であり、1年以内に支払うべき債務に対して支払うことができる現金等がある状況を示すためには、100%以上であることが必要

- ✓ 徐々に比率は上昇しているものの、全国平均よりも低い状況。債務残高が多く、資金が少ないことを示している

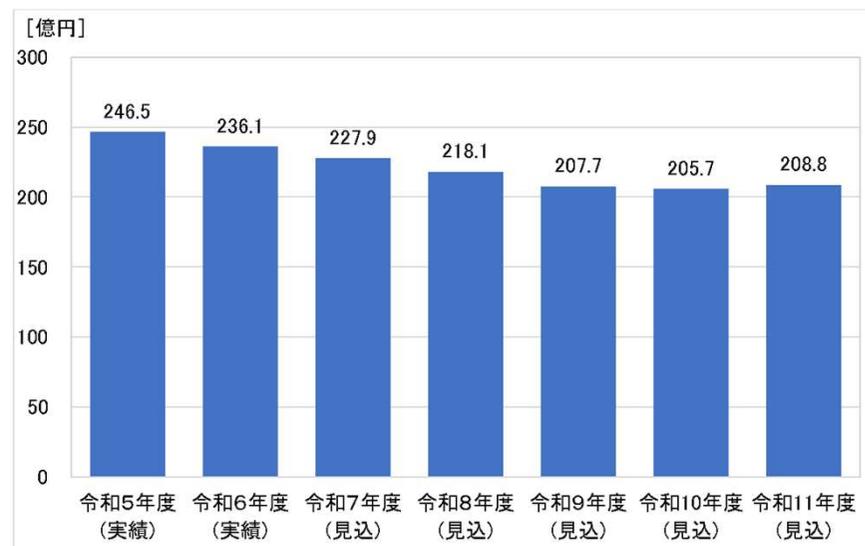


(注) 全国平均: 都道府県が加入する企業団等を含む全国の用水供給事業者(66事業者)の平均

# 今後の経営見通し

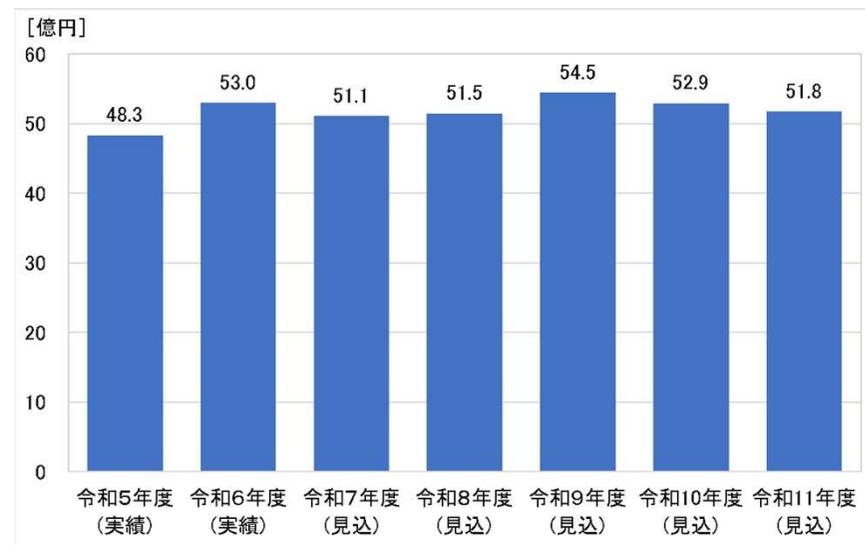
## ➤ 企業債残高

- ✓ 令和5～6年度は、建設改良費の70%（令和2年度実績:100%）を企業債の新規借入額としたことで、企業債残高が減少
- ✓ 令和7年度以降も継続して企業債借入額を抑制し、企業債残高の減少を図る



## ➤ 資金残高

- ✓ 各年度の工事計画量の増減等により、資金残高の増減はあるものの、同程度を維持する見込み

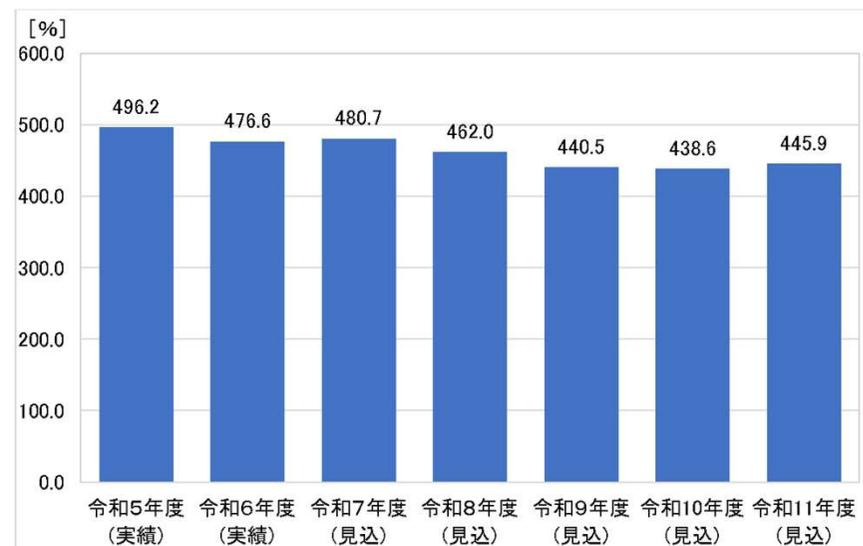


# 今後の経営見通し(経営指標)

## ➤ 企業債残高対給水収益比率

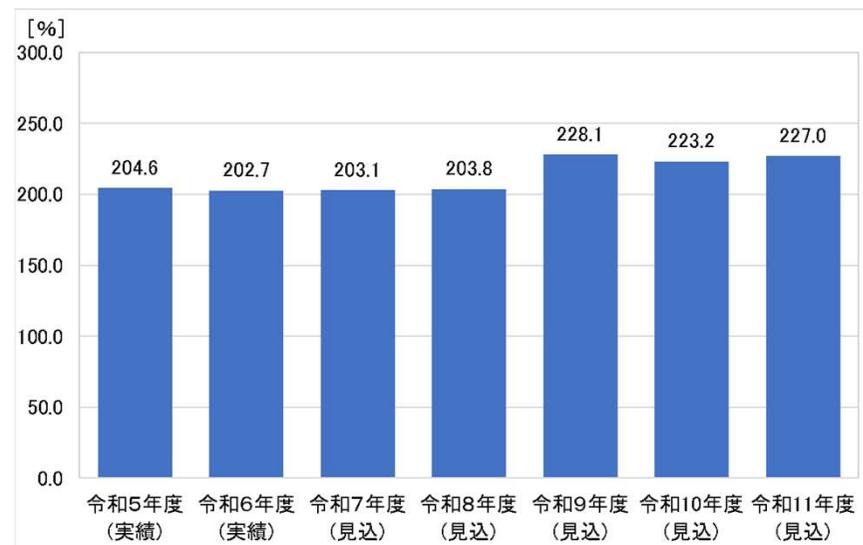
[企業債残高/給水収益×100(%)]

- ✓ 企業債借入額の抑制を継続することにより、令和7年度以降も企業債残高対給水収益比率は引き続き改善傾向となる見込み



## ➤ 流動比率 [流動資産/流動負債×100(%)]

- ✓ 資金残高は現在の水準を維持する一方、新規企業債借入の抑制により企業債償還金が減少することで、流動比率は引き続き改善傾向となる見込み



京都府営水道事業経営審議会関係例規（抜粋）

○京都府公営企業の設置等に関する条例（抜粋）

昭和41年12月27日

京都府条例第43号

最終改正 令和6年3月27日条例第12号

（公営企業の設置等）

第1条 府民の生活の向上及び府内の産業経済の発展に寄与するとともに、公共用水域の水質の保全に資するため、次に掲げる事業（以下「公営企業」という。）を設置する。

- (1) 電気事業
- (2) 水道事業
- (3) 工業用水道事業
- (4) 流域下水道事業

2 地方公営企業法（昭和27年法律第292号。以下「法」という。）第2条第3項の規定により、流域下水道事業に法の規定の全部を平成31年4月1日から適用する。

第2条 （略）

（組織）

第3条 法第7条ただし書の規定により公営企業に管理者を置かないものとする。

2 法第14条の規定により公営企業の管理者の権限に属する事務を処理させるため、建設交通部並びに京都府営水道事業経営審議会（以下「府営水道審議会」という。）及び京都府流域下水道事業経営審議会（以下「流域下水道審議会」という。）を置く。

（府営水道審議会）

第4条 府営水道審議会は、知事（公営企業の管理者の権限を行う知事をいう。以下同じ。）の諮問に応じ、供給料金その他の水道事業の経営等に関する重要事項について調査審議する。

2 府営水道審議会は、調査審議のため必要があるときは、水道水の供給を受けている市町から意見を聴くことができる。

3 府営水道審議会は、委員20人以内で組織する。

4 府営水道審議会において、専門の事項を調査審議するために必要があるときは、前項の規定にかかわらず、専門委員を置くことができる。

5 委員及び専門委員は、学識経験を有する者その他適当と思われる者のうちから、知事が任命する。

6 委員の任期は、2年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

7 前各項に定めるもののほか、府営水道審議会の組織及び運営に関し必要な事項は、法第10条に規定する企業管理規程で定める。

第5条～第8条 （略）

附 則 （略）

○京都府公営企業の組織等に関する規程（抜粋）

昭和39年4月1日

京都府公営企業管理規程第1号

最終改正 令和7年4月1日企管規程第1号

（趣旨）

第1条 この規程は、京都府公営企業の設置等に関する条例（昭和41年京都府条例第43号）第3条第2項に規定する建設交通部並びに京都府営水道事業経営審議会及び京都府流域下水道事業経営審議会の組織等に関し必要な事項を定めるものとする。

第2条～第20条 （略）

（京都府営水道事業経営審議会の会長及び副会長）

第21条 京都府営水道事業経営審議会（以下この章において「審議会」という。）に会長及び副会長を置く。

2 会長及び副会長は、それぞれ委員が互選する。

3 会長は、審議会を代表し、会務を総理する。

4 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるとき又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

（審議会の会議）

第22条 審議会の会議は、会長が招集し、会長が議長となる。

2 審議会は、委員の過半数が出席しなければ、議事を開き、議決を行うことができない。

3 審議会の議事は、出席した委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

（審議会の部会）

第23条 審議会に、専門の事項を調査審議するため、部会を置くことができる。

2 部会は、委員及び専門委員をもつて組織する。

3 部会に属する委員及び専門委員は、会長が指名する。

4 部会に部会長を置き、部会に属する委員及び専門委員の互選によりこれを定める。

5 部会長は、部会の会務を掌理する。

6 前条の規定は、部会について準用する。この場合において、同条中「審議会」とあるのは「部会」と、「会長」とあるのは「部会長」と、「委員」とあるのは「委員及び専門委員」と読み替えるものとする。

（意見の聴取）

第24条 審議会及び部会は、調査審議のため必要があるときは、関係者等の出席を求め、意見を聴くことができる。

（審議会の庶務）

第25条 審議会の庶務は、部において処理する。

（会長への委任）

第26条 この規程に定めるもののほか、審議会の運営に必要な事項は、会長が審議会に諮って定める。

第27条 （略）

附 則 （略）